

## 区間指定割引サービス利用規程

(平成27年8月1日改定)

近畿日本鉄道株式会社

### (目的)

第1条 この規程は、IC乗車券利用規程第17条第2項の規定に基づき、IC乗車券のポストペイ機能のうち、登録型割引サービスである区間指定割引について必要な事項を定めたものである。

### (区間指定割引運賃)

第2条 旅客があらかじめ登録した当社線内の任意の一区間内の乗車におけるIC乗車券利用規程第16条の規定により集計した利用月の運賃の総額が一定額以上になった場合に適用する割引運賃を「区間指定割引運賃」という。

2. 前項に規定する一定額とは、別表に定める一般大人・一般小児・学生大人・学生小児の4種類をいい、事前の登録の内容に応じて次の各号に掲げる条件のもと適用するものとする。(1) 利用月における登録区間内の乗車について、一般大人区間指定割引運賃を適用する。

(2) 前号の規定にかかわらず、旅客が旅客営業規則(以下「規則」という。)第60条に規定する小児の片道普通旅客運賃を適用する旅客の場合、利用月における登録区間内の乗車について、一般小児区間指定割引運賃を適用する。

(3) 第1号の規定にかかわらず、旅客が規則第35条第1項に規定する指定学校の学生、生徒であって、同項に規定する通学定期券を発売するときと同一の区間および経路を登録区間とする場合、利用月における登録区間内の乗車について、学生大人区間指定割引運賃を適用する。

(4) 第1号の規定にかかわらず、旅客が規則第35条第1項に規定する指定学校の児童であって、規則第60条に規定する小児の片道普通旅客運賃を適用する旅客の場合で、規則第35条第1項に規定する通学定期券を発売するときと同一の区間および経路を登録区間とする場合、利用月における登録区間内の乗車について、学生小児区間指定割引運賃を適用する。

3. 前項各号の規定にかかわらず、区間指定割引運賃は、第3条第1項第5号に規定する区間指定割引適用除外計算を行う場合には、適用しない。

### (運賃割引の計算)

第3条 次の各号に掲げる順序で区間指定割引の計算を行う。

(1) ポストペイ機能による利用月の個々の乗車を区間指定割引登録区間内乗車と同登録区間外乗車とに分割し区分する。この場合の分割、区分方法等については第4条に規定する。

(2) 区間指定割引登録区間内乗車に区分された乗車区間の運賃については、当該登録区間の区間指定割引を適用する。

- (3) 区間指定割引登録区間外乗車に区分された乗車区間の運賃については、利用額割引および乗継割引を適用して計算する。ただし、第4条第1項第2号、第3号および第5号に規定する方法により区間指定割引登録区間外乗車に区分された乗車区間の運賃については、乗継割引は適用しない。
- (4) 第2号および前号に規定する割引適用後の運賃を合計して、区間指定割引適用後の運賃とする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、前号の規定により計算した区間指定割引適用後の運賃と比較して、運賃の総額に対して利用額割引のみ適用後の運賃の方が低額となる場合には、区間指定割引は適用せず、運賃の総額に対して利用額割引のみを適用する。(この計算を「区間指定割引適用除外計算」という。)

(区間指定割引の登録区間における乗車区間の分割、区分方法)

第4条 区間指定割引登録区間にかかる当社IC区間内の個々の乗車(以下「IC乗車」という。)を区間指定割引登録区間内乗車と区間指定割引登録区間外乗車に分割する方法等は次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 区間指定割引登録区間内の駅相互間を乗降したIC乗車は、区間内乗車とする。
- (2) 区間指定割引登録区間外の駅から乗車し、区間指定割引登録区間内の駅で降車したIC乗車は、同登録区間外と同登録区間内の境界となる駅(以下「第一境界駅」という。)で片道普通旅客運賃の計算を打ち切って二分割し、実際乗車駅から第一境界駅までを同登録区間外乗車とし、第一境界駅から実際降車駅までを同登録区間内乗車とする。
- (3) 区間指定割引登録区間内の駅から乗車し、区間指定割引登録区間外の駅で降車したIC乗車は、同登録区間内と同登録区間外の境界となる駅(以下「第二境界駅」という。)で片道普通旅客運賃の計算を打ち切って二分割し、実際乗車駅から第二境界駅までを同登録区間内乗車とし、第二境界駅から実際降車駅までを同登録区間外乗車とする。
- (4) 区間指定割引登録区間外の駅から乗車し、同登録区間外の駅で降車したIC乗車は、同登録区間外乗車とする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、区間指定割引登録区間をまたがって乗降したIC乗車であって、第一境界駅および第二境界駅で片道普通旅客運賃の計算を打ち切って三分割した場合に、実際乗車駅から第一境界駅の片道普通旅客運賃と第二境界駅から実際降車駅までの片道普通旅客運賃の合計額が分割前の実際乗車駅と実際降車駅までの片道普通旅客運賃と比べて同額または低額なときは、第一境界駅から第二境界駅までを区間指定割引登録区間内乗車とし、実際乗車駅から第一境界駅までと第二境界駅から実際降車駅までのそれぞれを同登録区間外乗車とする。
- (6) 第2号から第5号に規定する乗車については、実際の乗車経路にかかわらず、実際乗車駅から区間指定割引登録区間内各駅、または実際降車駅から区間指定割引登録区間内各駅までの運賃のうち、最安となる乗車経路を乗車したものとするとともに、その乗車経路に応じて第一境界駅または第二境界駅を決定する。

- (7) 前号に規定する実際乗車駅から第一境界駅または第二境界駅から実際降車駅までの乗車経路の候補は、実際乗車経路のほか、規則第99条第1項第1号イおよびロに規定する駅間を乗り継ぐ経路を含めて、旅客が乗車可能な全経路を対象とする。
- (8) 第6号に規定する実際乗車駅から第一境界駅または第二境界駅から実際降車駅までの乗車経路は、区間指定割引登録区間に王寺（新王寺）駅が含まれる場合は新王寺（王寺）駅を、田原本（西田原本）駅が含まれる場合は西田原本（田原本）駅を登録区間に追加のうえ、最安運賃区間を算出して決定するものとする。

#### （区間指定登録）

第5条 区間指定割引の適用を受けるため、あらかじめ頻繁に利用する一区間を登録しておくことを、区間指定登録という。

2. 区間指定登録の申込みは、登録を希望するIC乗車券所持者本人の申し出により、当社が別に定める駅にて当社所定の方法で受け付ける。
3. 第2条第2項第3号および第4号に規定する旅客に対する区間指定登録の申込みは、規則第35条に規定する通学定期券を発売するときと同様の証明書を提出することにより、申込みを受け付ける。ただし、実習用の通学定期乗車券の申込みは行わない。
4. 第2条第2項第2号および第4号に規定する旅客に対する区間指定登録の申込みは、当該IC乗車券の保証人による申し出を認める。
5. 前項の規定にかかわらず、一般大人および一般小児の区間指定割引の登録を受ける場合は、ポストペイ機能をもつIC乗車券の発行者が運営するホームページでも申込みを受け付けるものとする。

#### （区間指定登録の制限）

第6条 前条に規定する区間指定登録が可能な当社線区間は、IC乗車券利用規程第7条に規定する当社IC区間内の駅間とする。

2. 前項の規定にかかわらず、志摩線の志摩赤崎、船津、加茂、松尾、白木、五知、沓掛、上之郷、穴川、志摩横山、志摩神明および西信貴鋼索線の高安山ならびに別表に定める経路を区間指定登録することはできない。

（区間指定登録の申込期間）第7条 区間指定登録の申込みは、旅客が適用の開始を希望する月の前月の1日から当月の15日までの間、受け付ける。

2. 既に申込みを受け付けた区間指定登録を変更または取消しする場合は、旅客が適用の終了を希望する月の前月の16日から当月の15日までの間、受け付ける。

#### （区間指定登録の有効期間）

第8条 区間指定登録の有効期間は、登録資格に制限があるものを除き、期限を定めない。

2. 第2条第2項第3号および第4号に規定する旅客に適用する場合の有効期間は、各年度の3月31日を越えて連続することはできない。

(区間指定割引運賃の変更)

第9条 当社の区間指定割引運賃は、この規程に定めるほか、別に定める場合がある。

2. 特段の事由がない限り、当社は区間指定割引運賃を月の途中で変更しない。

<別表1 (第2条)「第2項」>

| 区分   | 区間指定割引運賃                                |
|------|---|
| 一般大人 | 規則第70条第1項に規定する通勤区分の大人1か月定期旅客運賃          |
| 一般小児 | 一般大人区間指定割引運賃を折半し、10円未満の端数を切り上げ10円単位にした額 |
| 学生大人 | 規則第70条第1項に規定する通学区分の大人1か月定期旅客運賃          |
| 学生小児 | 学生大人区間指定割引運賃を折半し、10円未満の端数を切り上げ10円単位にした額 |

<別表2 (第6条)「第2項」>

|              |   |
|--------------|---|
| 区間指定登録できない経路 | <ul style="list-style-type: none"><li>・当社と通過連絡運輸を行う他社線が中間に介在する区間を乗車する場合<br/>〔近鉄－JR（鶴橋・天王寺経由）－近鉄〕</li><li>・安堂と柏原南口間または堅下と柏原間を徒歩連絡で乗車する場合</li><li>・発駅と着駅が同一となる場合（0の字）</li><li>・発駅から着駅の経路上に発駅を含む場合、またはその逆の場合（6の字）</li><li>・複乗区間を含む場合</li><li>・その他当社が指定した経路</li></ul> |
|--------------|---|